

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 株式会社アイム 許可番号（２３－ユ－３００１８８）

●取扱職種の範囲等

職種は技術的職業、販売の職業、サービスの職業、マネキン

地域は 国内

●手数料に関する事項

求人者・求職者から徴収する手数料については下記手数料の通りです。

手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

手 数 料 表

（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手終料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	１，０００円（求人者） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介 するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる 賃金の（内定所や労働条件通知書等に記載されている 額）の５０％ （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者 の就職後１年間に支払われる賃金の（内定所や労働条件 通知書等に記載されている額）の５０％ 手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金の（内定所 や労働条件通知書等に記載されている額）の５０％ 手数料負担者は求人者とします

(サーチ・スカウト型)

サービスの種類及び内容	手終料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2, 0 0 0 円 (求人者) 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 1 0 0, 0 0 0 円 活動1日あたり 1 0, 0 0 0 円 (または、活動1時間あたり 2, 0 0 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50 % (手数料負担者は 求人者 とします。

(再就職支援型)

サービスの種類及び内容	手終料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に 対する専門的な相談・助言	着手金 3 0, 0 0 0 円 相談・助言終了時 3 0, 0 0 0 円 成功報酬 4 0, 0 0 0 円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介 するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の 就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の 就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

●苦情の処理に関する事項 求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 村松繁子 連絡先：052-323-0675

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、[個人情報適正管理規定]に基づき、適正に取り扱います。当事業所の[個人情報適正管理規定]は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲はジュエリー課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者村松繁子とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育、指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適正な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者村松繁子とする。

●返戻金制度に関する事項 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。

1. 就職後から1か月以内の退職等の場合、成功報酬の80%に相当する金額
2. 就職後から1か月を超え2か月以内の退職後の場合、成功報酬の50%に相当する金額
3. 就職後から2か月を超え3か月以内の退職後の場合、成功報酬の20%に相当する金額